

令和 7 年 第 1 回

# 北本市議会改革特別委員会会議録

令和 7 年 7 月 1 6 日 開 会

北 本 市 議 会

## 議会改革特別委員会

1. 開会年月日 令和7年7月16日(水) 午後 1時30分

2. 出席委員 工藤日出夫委員長 中村洋子副委員長  
小久保博雅委員 島野和夫委員  
湯沢美恵委員 永井司委員  
滝瀬光一委員 大嶋達巳委員  
保角美代議長

3. 欠席委員 (2名)

桜井卓委員 高橋誠委員

事務局職員出席者

関口智明 局長 佐藤慎也 参事

金子留美 主査兼GL 小林範之 主査

開会 午後 1時30分

○工藤日出夫委員長 こんにちは。大変お忙しいところ、暑い中御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから第1回議会改革特別委員会を開会いたします。

本日、桜井議員より遅刻する旨の連絡がありました。また、高橋議員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

議事に入る前に、委員会傍聴についてですが、本日の委員会傍聴については、これを許可いたしますので御了承ください。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

議事に入る前に、私から本日配付いたしました資料について説明をさせていただきます。もし不足しているようでしたら、お声がけください。

まず、第1回議会改革特別委員会の会議次第です。続きまして、6月25日付の議会運営委員会からの議長に対する答申、諮問に対する答申書です。それと、北本市議会基本条例、本日遅刻するという連絡のありました桜井卓議員からの今後の委員会の進め方に関する意見という形でペーパーが1枚届いております。皆さんのところにそれが渡っておりますでしょうか。

さらに、議事に入る前に委員の皆様にお諮りいたします。これまでの代表者会議で議論いたしました議事録の抜粋を参考資料として配付

したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 異議なしと認めます。

それでは、事務局より資料を配付させていただきます。

〔資料配付〕

○工藤日出夫委員長 配付いたしました代表者会議の議事録につきましては、議員定数に関する部分と議員報酬に関する部分が記載されたところを抜粋いたしましたので、今後の議論をしていく上での参考資料にさせていただきたいと思われましたので配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第1、今後の審査方法についてを議題といたします。

本日は第1回目の委員会となりますので、今後の進め方について皆さんから御意見をいただきたいと考えております。議長からの諮問事項としては6項目ございます。1番目は議員定数について、2番目につきましては議員報酬について、3番目については通年議会の検討について、4番目としては議員間・委員間討議のガイドライン策定について、5番目として議会活動の活性化・議会改革についてということで、タブレットの活用と授乳環境及び保育環境整備について、6番目としては広報広聴機能の充実について、アとして議会モニター制度の充実について、イとして議会活動の発信機能の強化について、ウとして議会報告会の在り方についてと

いう大変多岐にわたった諮問をいただいておりますので、これを一遍に全部やってしまうというとなかなか議論がまとまっていけないというようなこともありますので、これらも含めて皆様方から何を優先すべきなのかとか、何が重要なのか、またはこの委員会としてどんな取り上げ方をしているのかといったようなことについて御意見をいただきながら、最終的に1つの方向性を定めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、意見のある委員の発言を求めます。  
私から指名します。

では、湯沢委員。

○湯沢美恵委員 今委員長がおっしゃったように、物すごく多岐にわたっている諮問事項ですので、一遍にやるわけにはなかなかいかないかなと思います。ですので、幾つかを整理して進めるような形にすればいいのかなと。具体的に何をどうということまではまだ考えが至っていないのですが、例えば来年度の予算に間に合うように計上できればいいかなって思うものであったり、例えば議員報酬などについては、報酬審議会があるかと思いますが、それに間に合うようにするほうがいいのではないかと、それぞれ締めみたいな、締めまではいかなくても、ここまでぐらいまでには結論を出さなくてはいけないみたいなところを交通整理をして、その交通整理をしたものから順番にという言い方は変ですけれども、一つ一つではなく、同時に2

つ、3つでも構いませんけれども、期限を決める形で進めるというやり方にしたらいいのではないかなと思います。

○工藤日出夫委員長 それでは、ほかに。

島野委員は何かございますか。

○島野和夫委員 私も、基本的には湯沢委員のおっしゃる考え方と似ております。今日、午前中に埼玉県中央広域事務組合の議会運営委員会がありまして、そこである議員から言われたのが北本市ではタブレットを導入していないのかということでした。一部事務組合でもタブレットの活用という部分を進めたいという考えもあるみたいなんですけれども、その中で北本市だけがタブレットを導入していないということで、なかなか弊害があるという考えもお持ちの議員もいました。そういう意味では、タブレットの活用については早急な部分になってくるのかな、対応しなくてはいけない部分なのかなというふうに思います。

あと、議員定数とか報酬についてはある程度関連してくると思いますので、私の認識ですと年間議員1人当たり1,000万円ぐらいの経費がかかるかと思いますが、そういった部分で、誰もが立候補できる環境づくりというのをずっとこれまでの代表者会議でも訴えてまいりました。そういう意味では、議会費の中で議員に占める費用、こういったことを考えていく中では、私は定数ありきが先ではないんですが、市民の理解を得るためには議員のある程度の環境を整える上では議員定数削減もやむなしという考えで

おりますので、定数と報酬についてはまた、議会政務活動費はここに入っていないのかな。そういうものを一体的に考えていく必要もあるかと思います。

あとは、議会報告会についてはこれまで何回か会派の中でも指摘をさせていただきましたが、参加者がある程度限られた人しか参加していただけない状況がありますので、広く市民の意見、また市民に対しての議会報告をするためには、この報告会の在り方も変えていく必要があるのかなと思います。例えば、市民の様々な団体がありますけれども、そこに出向いて議会報告、あるいは団体の意見を聞いたり、そういった議会報告会を半分の数に減らしてでも、そういった各団体に出向いてそういった報告会のやり方もあるのではないかなと考えます。

○工藤日出夫委員長 それでは、順番ということで滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 この中で、議論していく、あるいは方向性を決める、結論を出す過程において、時間を要する議員定数、これもう一度議員個々で、いろいろ市民の方から定数について言われているとは思いますが、私も言われておりますけれども、改めて市民とのどういうふうに考えているのか、それが公聴会という形でやるのがいいのか、どういう形でやるのいいのかはこれから検討するとして、市民の意見をまず聞いて、その部分から僕は入っていくべきではないかと考えています。

それと並行して、この中ですぐにでもできる

ものとして、議員間討議、それから先ほどの議会報告会についてはどういうふうにしていくかというのは、特に議員間討議についてはあと細かいところを決めればすぐにでもできるような、そういった体制はできるのではないかなと考えていますし、議会報告会についても、広報広聴委員会の中で一定の方向性を出してもらえれば、やり方、従前のとおりやっているのではなくて、テーマを決めてやるとか、いろんな方向性が出てくるのではないかなと考えております。

議員報酬については、議員定数、あるいは議会機能の強化等を全て終わった後、市長にお願いして報酬審議会に投げてくださいような形で、これは自然と議員報酬については後になるんだろうと思っています。

主なものでそんなところでしょうか。

○工藤日出夫委員長 次に、永井委員。

○永井 司委員 おおむね先輩方の御意見に賛同でございます。最初、湯沢委員から締切りがあるものについて、予算の兼ね合い等々もあるので、優先的にそのスケジュールを見て決めたほうがいいというお話があったんですが、物によってはこっちでもう締切りを決めて、最終的にもし話まとまらないようであれば委員会の中で多数決等を取ってどんどん決めていかないと決まらないものも多いのかなと考えております。

○工藤日出夫委員長 小久保委員。

○小久保博雅委員 委員長も言われましたように、問題が非常に多岐にわたっているので、これを

この委員会で1つつつやっているととてもなくまとまりがないという感覚が私はします。

例えば、諮問事項の1と2、これは完全にリンクしていますよね。3もリンクしていくのではないかなと思う。ですので、この1、2、3を中心的にどういう形がいいのか、どうやっていけばいいのかというワーキンググループをつくって、ここでどういうやり方があるかというのを検討して、この委員会で報告して皆さんに伺うと、いくというようなやり方をしたほうが内容も深く早いかなと思います。

あとは、4、5、6についてはそれぞれ独立した問題ですので、これ担当分けするのか、それともここで委員長を中心にやっていくのか。ただ、委員長が全部ドラフトを作ったりとか、そういうのは大変なことだと思いますので、ある程度担当分けして、ドラフトなりのものを提示していただいて委員会でもむというのが私はいいのではないかなと思っております。もちろん、滝瀬委員が言われたように期限がありますので、期限はいつまでにどうするかというのはある程度目星を立てておかなきゃいけないだろうと思います。

○工藤日出夫委員長 大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今後の委員会の進め方についての意見ということですが、まずはこの特別委員会は議会改革特別委員会ということで、改革という言葉が使われています。改善ではなく改革です。改善であれば、現状肯定の観点から改良することになります。それに対して改革ですか

ら、現状否定の観点から新しい姿にすることになります。議員定数を例にするなら、改善であれば、現状の定数20人をほかの議会を参考にし増減するようなものです。一方、改革であればゼロベースで考え、北本の議会をどうするのかを明確にしてから定数を決めるようなものです。このことは、さきの代表者会議で委員定数が議論されたときにも述べましたが、北本市として北本市議会はどうか、基本理念を明確にした上で議論する必要性を訴え続けました。その点につきましては、先ほど配付されました議事録の抜粋を読んでいただければ御確認いただけたと思います。しかしながら、ほかの代表者からは理念は難しいとして否定されました。北本市議会が北本市民の福祉の増進を達成するためにはどうあるべきなのか、何をすべきなのかを明確にするためにも、はじめにこういった議論をする必要があると考えます。先般可決されました第六次北本市総合振興計画基本構想でも、冒頭で将来都市像と基本理念がありました。ここは議会ですから、将来都市像ではなく将来議会像ということになるかと思いますが、このように基本的な部分である目指すべきもの、基本的な考えが整理され、その上で個別の課題を検討することが必要と考えます。

もう一つ大事な点は、地方自治は二元代表制だということです。市長と議会とが共に選挙で選ばれます。大きな違いは、市長は1人ですが、議会は複数の議員で構成されていることです。すなわち、ここで重要となるのは議会の多様性

です。さらに付け加えるなら、議会は言論の府でもあるわけですから、言論を通じて結論を出すところに意味があります。多様性のある議員が議論を尽くすよう、特別委員会が運営され、結論が出ることを望みます。その上で、検討事項に付随する内容として意見を述べます。今後、委員定数を議論する過程で様々なアプローチが取られることと思います。そのうちの1つの考え方として、個々の常任委員会の定数と常任委員会の数が重要なポイントになるのは間違いありません。現在の常任委員会は、総務文教、健康福祉、建設経済の3常任委員会です。定数はそれぞれ7人、6人、7人で、健康福祉が一番少ない状況となっています。この配分が適切ではありませんので、定数の見直しが必要と考えます。その理由ですが、健康福祉が所管する部分として、一般会計に占める民生費の割合は40%を超えます。それに特別会計を加えた割合は、全ての予算の50%を超えます。予算以外の条例等がどの程度あるかは不明ですが、委員会及び分科会で審査する事項について一番少ないということはないと思います。こういったことから、健康福祉常任委員会の定数が一番少ないことに合理性を見いだすことができません。ですから、各常任委員会の定数を見直す必要があるものと考えます。この件については、議員定数の見直しやその他の事項に優先して取り組んでもいいのではないかと思います。仮に議員定数が変わらないとしても、改選後には新しい常任委員会の定数とすべきです。

もう一点、常任委員会において議長が委員になることについて見直すことが必要と考えます。現在、議長は予算決算常任委員会では委員にならないことになっていますが、そのほかの3つの常任委員会のいずれかの委員になっています。議案審議の中で一番重要と考えられる予算、決算において委員にならないのに、それ以外で委員になることに合理性を見いだすことができません。中立公平の立場からも委員にならないことが望ましいのは当然です。現実的には委員会において質疑、討論には加わず、採決で退席していることから、委員となる必要性がありません。以前の地方自治法では、第109条第2項に議員は少なくとも1つの常任委員となるものの条文がありましたが、改正後に削除されています。また、第105条では、議長は委員会に出席し、発言することができるとなっています。これらのことから、常任委員会において議長が委員になることを見直す必要があるものと考えます。

このようなことを基本として、その上で議論する順番について意見を述べるなら、改革の効果を最大限にするという観点から取り組むのがいいのではないかと思います。例えば、議員定数については改選後でなければ効果が出ませんし、また手続的にも条例改正が必要になります。それに対して、例えば議会活動の発信機能の強化については、特別委員会で結論が出れば、その瞬間から効果を出せるものです。また、スケジュールの観点からは、例えば議員定数につい

ては、条例の施行が告示のどれだけ前に行われなければならないか、法的、あるいは運用上の観点から確認の必要があるものと思いますので、そういった点を考慮し議論の順番、時期を決めるべきだと思います。

○中村洋子委員 状況としては、今後のやり方としてはまとめていかなければならないというのは感じるんですが、どういうふうな組み合わせで話し合うのかというところはもう少し皆さんの意見を聞いて、私も広報広聴委員長として参加させていただいているんですけども、そのところは、このままの状況で報告会を続けるということに対しては非常に責任もあるということで、早速進めていかなければならないなというところは感じております。また、改革できるところはすぐ取り組むという状況の中で、もう少し交通整理をしていただければと思います。

○工藤日出夫委員長 一通り各委員から今後の進め方等について御意見を承りました。

今日、桜井議員からペーパーが提出されておりますので、私から簡潔に概略を説明させていただきます。

諮問事項が6件あるので、順序としては先に審議すべきものと、市民の声を聞きながら手続を進めるものと、最終的には特別職等の審議会への諮問という、大きく分けるとこの3点ぐらいに分けられるのではないかなという御提案でした。諮問事項の通年議会については定数と報酬と同様に、議会の機能強化を先に審議し

た上で、必要があれば通年化について検討すべきではないかと。タブレットについては、導入の目的を明確にする必要がありますと。ということで、6と関連するものもあるので、最後のほうにしたほうがいいのではないかなという御意見です。また、諮問事項の4の議員間・委員間討議のガイドラインについては、授乳環境整備及び保育環境整備と関連があるので、それらを含めて審議してほしいと。そういうことから、まず6の広報広聴関係を優先して審議すべきではないのかという御意見であります。あと、当初予算への計上が必要となるものについては、前年度の9月ぐらいまでには方向性を固めないと事務局が予算要求ができないという、こういう内容で、雑駁な説明ですけれども、裏側に細かく一覧表も整理されているようでございますので、これらを参考にしていきたいと思います。

今、皆さんから御意見を承りました。1つは議員定数、報酬という問題が1つございます。それと、議員間討議のような技術的な問題がもう一つあります。タブレットについて、先ほど埼玉県央広域事務組合の議会が今後タブレットを活用するのに当たって、北本市議会だけがタブレットを入れていないということで難しいのではないかなという御意見があったということでございますけれども、おっしゃっている意味が私には理解できないので、今のところ何とも申し上げられないんですけども。あと、広報広聴については3点ありますけれども、こ

これはこれで1つの問題として整理していく必要があるのではないかなというのが大方の御意見な  
んではないかなと思います。

大嶋委員からは、過去の全員協議会等の中でも様々な議論を申し上げた中での話をいただいて、まずは北本市議会としてどういう議会にすべきなのか、どういう議会であるべきなのかというところをしっかりと議論をした上で、その上で細かいというか、次の問題に入っていくのが筋ではないのかなというような趣旨の御発言だったと思います。

また、委員会の数と委員会の人数、それと業務量といったようなものを統合的に勘案して見直す必要があるのではないかなというような御提案をいただきましたけれども、今回の諮問の中には入っておりませんので、これは全体の議論の中でそういう問題についても議論ができる形であれば、それらについても検討の中に入っていけるのかなというようなことを受け止めながらお聞かせをいただいたところでございます。

まだ実際にどうやってまとめていくんでしょうかと言われても、私自身もまだ具体的に何かを持っているわけじゃありませんけれども、議員定数と報酬についてという1番と2番と、先ほどワーキンググループをつくったらどうでしょうかという小久保委員からのご意見もありました。1番と2番と3番という、そのワーキンググループをつくって、委員会の中にワーキンググループを別につくって、これだけを取り出してやっていくということについては、このこと

についてはどのようにお考えになるのか、皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思うんですけれども、何かありますか。この12人の中から5人ぐらいでグループをつくってという話なんでしょうけれどもね。

滝瀬委員。

○**滝瀬光一委員** 先ほど小久保議員が言ったのは、今回この諮問されている事項が多岐にわたって多いので、ワーキンググループを幾つかつくって議論すべきであるというような意見であって、今委員長が言われたように議員定数、議員報酬についてワーキンググループという意味合いで発言されたのではないと思います。

○**工藤日出夫委員長** 大きく分けると、1、2、3と4、5、6をとというようなご意見かと捉えました。

小久保委員。

○**小久保博雅委員** 多岐にわたるということも言いましたけれども、1、2は完全にリンクしている。3もリンクしている可能性があるので、これを1つのワーキンググループとして考えたらどうですかということで、ワーキンググループとしては私は1、2で、3が含まるかどうかという部分で発言させていただきました。

○**工藤日出夫委員長** 滝瀬委員。

○**滝瀬光一委員** 私の理解が違っていました。

○**工藤日出夫委員長** 小久保委員。

○**小久保博雅委員** 特にワーキンググループですから、細かく掘り深く、議員が本当にここまで必要なのは何をやらなきゃいけないか、先ほど大

嶋委員が言われた常任委員会の定数がこれでもいいのかどうか、どれだけの量があるのか、そういうところからワーキンググループで調査研究を深めていって、最終的に定数、報酬及びこういうことだから通年議会でやったほうがいいとかいうところまで、案ですね。委員会としての案をここで提示させていただいて、こういう議論があったということを皆さんにお伝えして、それでは足りないとか、こういうところは検討すべきじゃとかいただいてどんどん更新していくという形が、誰かがドラフトなりを作ってないと、皆さんが好きなことを言っていると絶対まとめられないんですね。ですので、私は少なくとも1、2、3についてはワーキンググループ、4、5、6は、6は広報広聴がありますから、独立しているのでこの委員会でやっても、ワーキンググループは必要ないかなという形での発言でございます。

○工藤日出夫委員長 ほかに何かありますか。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど常任委員会の人数をどうしたらよいかみたいな話をしましたけれども、議論するのに適正なある程度の人数というのがありますので、恐らく10人で全部まとめて議論するのはちょっと多いのかなという気がしますので、5人ぐらいずつ2つとかに分けて、それぞれでテーマごとに深掘りして、それで最終的に全体で議論するような形がいいのではないかなと思います。

○工藤日出夫委員長 ほかに。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時01分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開します。  
中村委員。

○中村洋子委員 話し合いをするためのたたき台じゃ誰がつくるかというところで、小久保委員が3人なり4人なりでワーキンググループで意見を出し合いながら、こういう筋書きで深掘りしたらこうだったということの報告というのをつくり上げて、それをたたき台にしてやったほうがいいのではないかという案だと思うんですね。そういう部分での準備段階というか、それはあってもいいかなと思います。

○工藤日出夫委員長 私がこういうことを申し上げるというのも変な話なんですけれども、昨日、代表者会議の議事録を全部読ませていただきました。議員定数と議員報酬については、ほぼ議論は出尽くしていると思いました。結局まとまらないだけで、まとめられないだけで、まとまらなかっただけで、多分、現状でいうところの議論はほぼ出尽くしているのではないのかなという感想を強く持ちました。特に、最後のところに一覧表でまとめているのを見ましたら、何だ、もう結論出ているじゃないのかというぐらいの感じでしたので、これが何で結論を出せないのか。出ないんですよ、きっと。出ないんだろうと思うんです。出ないようなものをまた議長からまた議論してくださいって来ているので、どうやって結論を

出したらいいんだろうな。これ見てください、皆さん。各会派の考え方、これ結論出ていますよ。この結論で多分出ていると思うんですね。これ、彩桜きたもとは議員定数についてはこうです。緑風会はこうです。公明党はこうです。みらいはこうです。共産党はこうです。こうやって出ているのになぜ結果を出せないのかということが非常に、これをさらにワーキンググループをつくって何をしようとしているのかなと。先ほど議員定数について島野委員からもありましたけれども、そういう話はもう既に出ていますよね。

私は、そういう意味でいえば、北本市議会をどういう市議会にするために、議員の数がどれぐらいで、どういう仕事の負荷がかかっているから報酬についてはこうあるべきであるではないかというところにいかないと、単純に定数の数を減らしたり増やしたりするということだけで問題を解決するということでもないだろうし、ここでもいろんな方が住民から言われています、住民から言われていますと言うんですけれども、皆さんが仮に住民から言われたときに何て答えているのか、住民に対して。私も言われますよ。議会報告会をやっていると、数が多いのではないですかと、よく言われます。私は、だからそのとき必ず申し上げます。皆さん議会の傍聴していますか。議会議員一人ひとりの仕事をよく把握していますか。誰もしていませんよね。印象で多いんじゃないかって言っている可能性もかなりあるので、必ずしも住民から言われたか

らといって定数を削減しなきゃならないというものでもないし、かといって増やすべきものではないし。要は、ここにいる人間が、今の議員数は仕事量に対して多過ぎるという理由が明確にあれば減らせればいいし、今の議員数では執行部の監視機関とか議決機関としての仕事をするには足りないんだといえど増やさなければならぬと思うんですよ。そのところが何も議論しないままに、住民に言われているから、住民から言われたときに困っていますからというような意見ばかりだと、私としては説得力に欠けるのではないかなと思ひながら読ませていただきました。

正直申し上げて、議員報酬を引き上げたり引き下げたりするのも議会改革だとは私は考えていません。議会改革の本質は、住民の福祉の増進を図るために、執行部をきちんと監視し、政策提言し、そしてそれを実現し住民の負託に応えるというのが議会の本来の在り方で、それをやるためには最終的に何人なら適正なのかというようなところにいかないとなかなかこの問題はね、定数だけやるんだったら、もうえいやってやるしかないんです。20何年前に私がちょうど議員になったときに26人を20人にしたときのように、幾ら議論してもまとまらないんですよ。最後にえいやってやったら、賛成13人、反対12人、それで26人を20人にしたんですよ。それぐらい非常に議員定数の問題というのはシビアだし、ナーバスだし、一人ひとりの自分の身分に関わ

る問題ですから、なかなかそれでもって全員が納得できるような議論って私は難しいような気がします。

さて、どうしましょう。

〔発言する人あり〕

○工藤日出夫委員長 いや、困らないよ。困らない。議会基本条例をちゃんと読んでいただければ、おのずと我々が何をしなければならないのかというものが書かれています。それが今できているかどうかというのをそこに当てはめれば、おのずと我々が今何しなければならないのかというのは見えてくると思うんです。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 先ほど委員長言われましたけれども、議会として、議会が最終的に市民の福祉の増進につながるような活動をしなければいけないわけですが、その主なものとしても今出ましたけれども、執行機関の監視ということと、あと政策の提言、どちらも十分できていると言えるかどうか、それは私は何とも言えませんけれども、その政策提言の部分について、これは今まで手薄だったのではないかなと思います。一般的には所管事務調査と言われるかとは思いますが、現状、各常任委員会でテーマ活動をやっていますから、それがほぼ該当する部分はありますけれども、それなんかテーマを決めて2年間で取りあえず結論を出しているようなものですから、これは本当に所管事務調査と言えるのかどうか、執行部に対する政策提言になっているのかどうか、非常に疑問な点

はあります。その政策提言とかやっていく中では、その中で諮問事項の1つにも挙がっていませんけれども、議員間討議と、こういったものも踏まえた上で、この所管事務調査の結論として政策の提言にもつながっていくものと思いますし、それをどれだけやろうとしたらどれだけの行程がかかるのか、あるいは人数がかかるのか、それは全く今の段階で私は申し上げられませんが、そういった部分を見る必要があるのではないかと。先ほどの常任委員会の定数のことを申し上げましたけれども、まさにこれ各常任委員会の仕事の量が一定ではありませんから、人数を一定にするという考え方もおかしいんですけれども、少なくとも先ほど申し上げたように、現状で健康福祉常任委員会の人数が6人というのは、予算規模、条例の件数とかからいつてバランスがおかしいのではないかなと。何でもこれを言うかということ、やっぱり仕事量に見合っただけ議員人数が、定数が決まってくるということなんですよ。仕事というのは、基本的にはその団体がやるべき仕事、全体の仕事量、1人の人間ができる仕事量、それで割り算すれば何人必要かというのは当然決まってくるわけですし、それには能力が一定ならばということになりますけれども、議員の場合はまたこれが様々ですから、また難しい部分はあると思います。

はっきり申し上げますけれども、直近の2年間、健康福祉常任委員会議事録を調べました。先ほど6人という人数が少ないということを申し上げましたけれども、そのうちの1人の議員は

ほとんど発言をしていません。それで委員会が成り立ってしまうというのは、果たして十分な審査ができていいのか甚だ疑問です。ですから、取りあえず結論だけ、結果だけを委員会議会でいえば採決をすれば結論が出ますから、それで仕事はやったという形になるかもしれませんけれども、本当にそれでいいのかと。それで本当に市民の福祉の増進になっているのか、そういったものも踏まえて、これは以前の代表者会議でも言っていますし、今も申し上げましたけれども、北本市議会としてどうするのか、何をしたいのか、どうすべきなのかというのを、ここをまず第一にしっかりと、これはなかなか結論が出るものではないと思いますけれども、少なくとも北本市総合振興計画の中には将来都市像であるとか基本理念ということで書いています。少なくとも、議会としてもそういったものを明確に出す必要があるのではないかなと思いますので、それを出した上で仕事量的なものを踏まえて、何をやるのか、どれだけできるのか、そういったことを詰めていくのがいいのではないかなと思います。

○工藤日出夫委員長 今、大嶋委員から、北本市議会としてのあるべき姿というんでしょうかね。そういうことについてもう少し議論をということなんだろうというふうに承りましたけれども、このことについて何か御意見ございますか。

永井委員。

○永井 司委員 一言だけ。委員会での発言数についてのお話があったと思うんですけれども、

委員会での発言以外にも一般質問だったり、もちろん議員の活躍の場というのはあると思うので、それだけで一概に委員会の数だったり、そういったものははかれないのではないかと考えております。

○工藤日出夫委員長 ほかに御意見ありますか。  
大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今の委員会の発言というのは、先ほども申し上げましたけれども、議会の役割の1つとしては、言論の府でありますから発言をするということ。それから、審査では質疑をすることが非常に重要な役割です。議員の活動はそれだけとは言いませんけれども、基本がまずそこにありますし、これは議事録でもはっきり分かります。私は議事録を調べた上で、皆さんの発言がどうかというのを見た上で、少なくとも委員会の中で仕事をした形跡が見えなかったからそのように申し上げただけで、その方が仕事をしていないとか、そういうことを言っているわけではありません。

○工藤日出夫委員長 永井委員。

○永井 司委員 御意見ありがとうございます。

私も定数についてで、その仕事量云々ではなく、委員会の構成イコールその議員の定数につながるようなというような御発言があったのでお話をさせていただきました。

また、議事録の発言回数についてお話があったと思うんですけれども、1人だけというお話があったんですが、そこはフラットに見ると1人だけ特出しするのもどうかなと思っておりま

す。議員についても議員毎にばらつきがございますので、一律には言えないのではないかなというふうに思います。

○**工藤日出夫委員長** 大嶋議員の議事録に基づいて発言していない議員がいるのではないのでしょうかというところについては、今日の方向性のものとは必ずしも一致していないので、参考意見として伺っておいていただきたいと思います。島野委員、何かございますか。

○**島野和夫委員** 各常任委員会の内容と量というんですかね、これについては確かに健康福祉の予算的にはもう年々増加して、特別会計でも100億円を超えるような健康福祉の関連、そういうのは顕著に表れています。

一方で私が思うのは、市民経済部関係の多岐にわたる幅広い行政の仕事量というか幅が非常にあるという、そういう意味では、執行部が取り組んでいる、行政が取り組んでいる内容としては市民経済部関係もかなり多いのではないかと。金額、予算的には健康福祉とかの部分の顕著で増加傾向にありますけれども、仕事量としては幅広くあるのは市民経済部も同じぐらい多いのではないかと認識をしております。

そういう中で、期間が決められているこの残り2年間でどういう結論を出していくかということ考えたときには、ここで方向性、同じ方向で議論が進められなければ議会改革の取り組み方も結果がなかなか出せないのかなって思いますので、もうちょっと情報を共有しながら進めていかなければ結果は出せないのかなと思います。

ます。

○**工藤日出夫委員長** ほかにございますか。

保角議長。

○**保角美代議長** 今後の審査方法等についてということでお話をされていて、皆さんの御意見を聞いておりました。もう少しシンプルに捉えていただいて、まずは何から始めるかというところを、定数、報酬について取りかかるには、まだ皆さんの意見を聞いていても少し、先ほど大嶋委員のおっしゃった議員として、北本市議会として、どういう方向性で、目的でやっていくのかということも含めて、少し自分自身に問わせながらというのかな、自分の1人の議員としての行動と、あと議会としての行動ということで、そこはしっかり目的を持つというのすごく大事な視点だなと思うんですけれども、今ここでどうこうすることではないと思うので、この1、2、3についてはじっくり腰を据えてやっていくことかなと思うので、まずはできることを早めに、早急にやってしまったほうが少し身が楽になってあとの議論にも続いていくかなというふうに思うので、まず簡単に取られるものからというのが1つと。

あと、議員間討議のガイドライン、まさに今話をしていて、委員間討議をするという、そのガイドラインがあればもうちょっと充実したものになっていくのかなというふうに思うので、ガイドラインとその広報関係というのは早くに取りかけられるのかなって。その辺が落ち着いてこない、この1、2、3で話していると延々

と1日中しゃべっていただけるみたいな感じになっちゃうので、そこを少しシンプルに考えていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

**○工藤日出夫委員長** 40分になりましたので、私なりの今まで承った中での中間の交通整理をさせていただきますと思います。

まず、今のこの諮問事項の中の議員間討議のガイドラインの作成につきましては、既に議会運営委員会が8月5日に八王子市に視察することになっております。当然、議会運営委員会としても議員間討議と委員会のテーマ活動については議運の所管事項として検討しようというようなことでおりましたので、このことについては、8月5日に議会運営委員会が八王子市へ行って、八王子市のやり方を学んできたものを8月に行われる議会改革特別委員会に報告させていただいて、結論を出せるものであれば一定の結論をできるだけ早めに出して行って、9月議会の中でもできるだけ活用できるようにしていけたらと思っております。

それ以外の事項の問題については、まず私としては、次回、31日でしたっけ。

〔「はい」と言う人あり〕

**○工藤日出夫委員長** 31日は一度原点に戻って、自分たちで作成いたしました議会基本条例についてきちんとおさらいしたいと思います。ここが、我々が目指していく北本市議会のあるべき姿なんだと私は思っているんです。ここをまず少なくとも全員で共有し、そして、ここで共有

したのであれば、9月議会の全員協議会の時間を借りて、特別委員会の報告として、全ての議員に議会基本条例のところに1回立ち戻ってくださいよと、全てにおいて。私たちはそこからもう一回リスタートするんだというぐらいのことがまず議会改革をしていく上で一番重要なのではないのかなということを今の議論を聞きながら考えました。そういうことを踏まえた上で、諮問の優先事項の協議に入っていけたらいいのではないのか。

私は、残り2年といっても、実質的には私たちに残された任期は来年の6月ぐらいまでで、そこが終わってしまいますと、私のこれまでの経験でいうと、もう次のところに行くための様々な準備期間も含めていろいろあると思います。ですから、来年の6月までには私は結論を出してしまいたいというのが私の希望です。ここからは次の新しい議会に向けて進めていきたいと考えておりますので、まず1から6までのうちの4は、いずれにいたしましても議会運営委員会の研修を通して方向性は出したいということ。1、2、3、5、6の中でいうと、まず6の広報広聴の充実については優先的に取り組んで行って、できるだけ早い段階で一定の方向性を出したい。その上で、タブレットの活用等についても、この広報広聴の中でできるのであればタブレットの活用についても議論して、なるべく9月議会の後半ぐらいには1つの方向性を出して、議会の報告会についても、9月議会の報告会については新しい報告会の在り方を決

めて、そういう形の報告会にしていきたい。いつまでもぐずぐずしていてもしょうがない。モニターの制度についてもそのようにしていきたいと思っております。

問題なのは、議員定数と議員報酬の問題が最後に残っていくわけですが、私は個人的には、議員定数をどうするかとか議員報酬をどうするかというのは、私は議会改革ではないのではないのか。なぜかという、議員定数は一人ひとりの議員の身分に直接関わる問題です。そして、議員報酬は一人ひとりの経済問題ですよ。これを議会改革の名の下に増やしたり減らしたりするというようなことだと、なかなか最終的には結論は出ません。ですから、そういう意味で、このまず基本条例をきちんとおさらいをして、そして、基本条例にあるような北本市議会にするためにどうするかというようなことについて一つ一つ確認をしながら進めていったらどうかというふうに考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

私も、何年かぶりに一生懸命ちゃんと議会基本条例をもう一回読み直してみました。たしか私が議連の委員長をやっていたときだと思うんですが、大変な活発な議論をして、意見交換をしてつくり上げた議会基本条例に最終的に魂を入れ切れていない。この間に人も変わってしまいましたし、委員、議員も変わってきました。本来なら、新しい議員が出てきたときに、議会基本条例についてきちんと議会として勉強会を開いて、それぞれのところできちっと落と

し込んでいくべきだったと思うんですが、議員間討議にしても北本市議会基本条例に書いていますし、委員会の活性化についても条例に書いていますから。このことができていないということが、今私たちにとって、住民に議員定数が多いのではないですかと言われたときに何の反論もできないというような状況になっているのかなというのが代表者会議の議事録を読みながら非常に強く感じました。

ですから、先ほど申し上げましたように、次の議会基本条例でおさらいをする中で、大嶋議員がおっしゃったように、我々の目指す議会はどこにあるのかというようなことについても皆さんで共有していただきたいし、そして、そのためにどういう仕事の分担をする必要があるのかというのもそこで少し整理をしていただきたい。その上で細かいというか、各論のところに入っていくほうが、私は仕事としては、手順としてはいいのではないかなというふうに思ったりしましたけれども、いかがでございましょうか。

湯沢委員。

○湯沢美恵委員 議会基本条例をつくった一員としても、確かに議会の機能強化と改革のところでは議員相互の討議ということをきちんと書かれているんですよね。別に忘れていたわけでは全くないんですが、そこら辺が委員長のいらっしゃるようにできていないというところもあるのと、先日、前回の議会のときの第六次総合振興計画構想のときにも議員間討議が必要な

のではないかという話も出ましたが、その時点でまだガイドラインが策定されていないので、導入するのについてはかなりまだまだ難しいという話もありましたので、せっかく自分たちでつくったものがあるのにそれができていないということであれば、議員間討議のガイドラインの策定についてということについては早急に取り組む課題ではあるのかなというところもあるので、委員長のおっしゃるように、次回、北本市議会基本条例について勉強をし直すというのはすごく大事なことですし、大嶋委員がおっしゃったように、議会基本条例を踏まえた上で北本市議会の議員としてどういう働き方をするのか、理念も含めて決めるということについて方向性が定まってくれば、広報広聴はこういう形にしようよとか、タブレットの導入については要るよね、要らないよね、あるいは要るのであればどういう使い方をしようかというところが見えてくるのかなという気はします。

私も難しいなと思ったのは、議員定数や議員報酬、通年議会の検討はそれに付随するような形であるのかなと思いますけれども、このあたりについては滝瀬委員が言ったように、市民がどう思っているのかというところについても確認する。先般のモニターさんたちに、議員定数と議員報酬についてどう思いますかというのを一応たしか投げかけた記憶はあるんですね。その時点では、定数は20人のままでいいのではないかと、報酬も今のままでいいのではないかと、一部の人はもっともらってもいいのではないのか

かという意見もありましたから、そこら辺も確認をするというか、お聞きするということもありではないかなと思います。確かに、ここに力を入れちゃうと、ここにとどまったままほかのものが進まないのではないかとという議長の懸念もすごくよく分かるので、できるところとやるべきところの区別をつけつつ進めていくというやり方はいいと思います。

○工藤日出夫委員長 1つの私の目安としては、来年の6月議会に最終答申を出したいという1つの提案がありました。この間に、議会報告会だけでなく、この議会改革特別委員会として何回か住民に問題を投げかけて、住民と一緒に意見交換会をしながら、住民の信託に応えられる議会とは一体どういうものなのかということの共通の認識を少しでも図れるように、我々からこの改革に向けたメッセージを伝えるとともに、住民の御意見をいただく機会を1回か2回つくりたいと私は考えています。

確かに、議会には自立権があって、誰にも制約されることなく自分たちの問題を自分たちで決めていくという権限は持っています。けれども、市民を、住民を全く無視、抜きにして物事を進めていくという立場にはない。現状の議会報告会ですと、議会で決まったこと、話し合ったこと以外のものについてはお答えしませんというような形の今はやり方になっていますから、住民の御意見を伺うという機会もなかなかないとすると、この特別委員会が積極的に住民のところに近づいて行って、1回でも2回でも3回

でも広報か何かで呼びかけて、議会改革特別委員会として住民と一緒に北本の議会の在り方について考えていくような機会をつくったらどうかなというふうに、それで最終答申に向けて一定の結論を出したい。

ただ、6番の問題は、これは住民にどうこうするということではなくて、我々自身の問題ですので、そう難しい問題ではないと思いますが、特に通年議会とかといったようなところ以外の問題は、住民にもちゃんと聞いていただき、住民の声を聞きながら、我々としてはどういう形というふうに。最終的には私、議会基本条例の中を直してもいいと思っています。今、大嶋委員がおっしゃるように、常任委員会の問題をもう少し具体的に基本条例の中で直せるものがあれば直して、委員会をもっと充実させるような形にしていくということも大事になっていくと思います。委員会のところに、大嶋委員がおっしゃったようなものは109条で常任委員会の調査事項としてきちんと法律で定められているわけですから、所管事務の調査は委員会の責任としてきちんとやることがある。そこで決めて、委員会として執行部に予算要望するなり、政策提言するなりしていくというようなことをしていけば、これまでよりもはるかに議会の権能は高まっていくような気がいたしますので、ぜひそういう形で進めていきたいと委員長としては考えておりますけれども、いかがでございましょうか。御意見あれば承ります。

よろしいですか。

○**工藤日出夫委員長** そういう形でざっくりと副委員長と事務局とで今後の日程の調整についても、今は9月までは決まっていますけれども、それぞれ大変忙しい中ですので、なかなか日程調整していくのが難しいんですよ。全員の時間が全部取れるという形だったらもうなかなか難しいので、多少あれですけども、でも最低限月に1回ないし2回ぐらいのペースで、ただ、10月は行政視察なども皆さんが入っていると思いますので、そこら辺をうまく調整しながら事務局とも日程調整し、スケジュールもつくって、また皆さんにロゴチャットかなんかで流しますので、ぜひ御意見をいただきたいと思います。ただ、次回はしっかりと議会基本条例についておさらいしますので、ぜひ何回か目を通して読んできていただきたいと思います。

本日の会議については、ただいま私から申し上げましたようなことを1つの方向性のまとめとして、副委員長または事務局と調整をしながら日程調整も含めてスケジュールを立てたいと思いますので、これで御異議ございませんか。

大嶋委員。

○**大嶋達巳委員** 日程に関してですけれども、閉会中であれば既に予定を立てられている方とか、ある程度やむを得ない部分はあるかと思いますが、今日の桜井委員に関しては監査という公務なので、これは配慮すべき問題だと思いますので、今後閉会中に関して公務のために欠席ということはないようにぜひお願いしたいと思い

ます。

○工藤日出夫委員長 申し訳ございません。

○大嶋達巳委員 もう一点、先ほど議会基本条例につきまして、新人議員に十分に説明がなかったのではないかというお話ありましたが、これは6年前もそうですし、2年前もそうですけれども、新人議員に対して議会運営委員長が説明はしています。それが十分な説明であったかどうかは大変申し訳ない部分はありますけれども、一応形式上はやっておりますので、それでもし問題ということであれば、今後改選後にやるその説明に関しては充実していただけるよう、事務局も含めて確認をしておいていただきたいと思います。

○工藤日出夫委員長 それでは、ただいまの御意見も承りながら、次回は7月31日午後1時30分に2回目の会議を開きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「桜井委員欠席で」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 桜井委員の欠席の申入れを受けました。

では、副委員長、閉会をお願いします。。

○中村洋子副委員長 これで議会改革特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時36分